

## **「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」の一部改正に関する件（1月23・24日）**

本委員会は、令和7年1月23・24日の金融政策決定会合において、貸出増加支援資金供給を円滑に終了する観点から、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙. のとおり一部改正することを決定した。

別紙.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、令和10年3月31日をもって廃止する。

2. 令和7年7月1日から同年12月31日までの間に満期が到来する貸付けについて、貸付先が希望する場合には、次に定める条件で、満期日における借り換えを認める。

(1) 貸付限度額

借り換えの対象となる貸付けの期日返済額の5割とする。

(2) その他の条件については、基本要領の定めを準用する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。